遺言信託等の手数料

1. 遺言作成サポートサービス

手数料 1,100,000 円 (変更手数料 110,000 円 *下記ご留意事項(2)参照)

※ この手数料は、遺言執行引受予諾業務の利用の有無に関わらず必要となります。

2. 遺言信託(遺言執行引受予諾業務)

遺言作成サポートサービス利用無し

引受予諾料 220,000 円

変更手数料 55,000 円

執行報酬 通常料金

財産評価基本通達に基づく相続税評価額による執行対象財産額(課税価格の特例等により減額 される前の評価額)に下記執行報酬料率表の料率 を乗じた額の合計額(消費税等込)

※但し、遺言執行報酬の最低報酬額は 1,650,000 円 (消費税等込) となります。

遺言書保管手数料 月額 440円

遺言作成サポートサービス利用有り

引受予諾料 無料

変更手数料 55,000 円

執行報酬 通常料金からの割引あり

- ① 通常料金が 1,650,000 円未満の場合 550,000 円
- ② 通常料金が 1,650,000 円以上の場合 通常料金-1,100,000 円

※万一、遺言執行引受予諾業務を解約して も、遺言作成サポートサービス手数料およ び見直し手数料は返金致しません。

遺言書保管手数料 月額 440円

執行報酬料率表

遺言執行対象財産の区分	料率
「第四北越銀行」および「第四北越証券」に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	0. 33%

遺言執行対象財産の区分	料率
その他の財産	
1億円以下の部分	1. 65%
1億円超3億円以下の部分	1. 10%
3 億円超の部分	0. 55%

[ご留意事項]

- (1) 手数料等には、10%の消費税等が含まれています。また、手数料等は、今後の経済情勢の変動、銀行の取扱体制の変更等を理由として、当行により将来変更される可能性があります。
- (2) 上記「1. 遺言作成サポートサービス」中の変更手数料は、変更契約時の当行所定の料金を適用させて頂きます。また上記「2. 遺言信託(遺言執行引受予諾業務)」の遺言信託(遺言執行引受予諾業務)の手数料・報酬等は、予諾業務引受時の当行所定の料金を適用させて頂きます。
- (3) 当行の手数料・報酬とは別に、以下の費用等がお客さまのご負担となります。
 - ①戸籍謄本・不動産登記簿謄本等取寄費用
 - ②公証役場での公正証書遺言作成費用 (詳細は裏面)
 - ③遺言執行に必要な費用(財産調査に係る各種証明書等取得費用、相続手続きに係る振込手数料、不動産登記に係る司法書士への委任費用等)
 - ④相続税申告等に係る税理士報酬(当行業務の範囲外となります。)

公正証書遺言作成費用 (ご参考)

公証人手数料令(平成5年政令第224号)

	公証入于数科节(十成) 中以节第 224 号/
法律行為の目的の価額	手数料
100万円まで	5, 000円
200万円まで	7, 000円
500万円まで	11, 000円
1,000万円まで	17, 000円
3,000万円まで	23, 000円
5,000万円まで	29, 000円
1億円まで	43, 000円
1億円を超え3億円まで	5千万円を増すごとに
	13,000円増加
3億円を超え10億円まで	5千万円を増すごとに
	11, 000円増加
4 0 / 2 11 11 11 11 11 11 11 11	5千万円を増すごとに
10億円を超えるもの	8,000円増加

目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円加算します。

(注)

- 1. 手数料は受遺者ごとに計算します。
- 2. 目的の価額は公証人が証書の作成に着手した時の価額によります。
- 3. 公証人に出張を求めた場合、別途日当及び旅費等が必要となります。
- 4. 正本・謄本交付手数料1枚250円が必要となります。